

伊勢市障害者施策推進協議会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢市障害者施策推進協議会条例（平成29年4月1日施行）に基づき設置された伊勢市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 協議会は、権利擁護アドバイザーを設置することができる。

2 部会は、特定の事項を調査及び検討するためプロジェクトチームを設置することができる。

(権利擁護アドバイザー)

第3条 委員のうち弁護士等で構成する権利擁護アドバイザーを配置し、専門的な見地からの意見を聴取するものとする。

2 権利擁護アドバイザーは事務局が招集する。

(プロジェクトチーム)

第4条 プロジェクトチームは、必要に応じて設置し、部会からの検討課題について課題解決に向けた調査等を行う。

(秘密の保持)

第5条 構成員は、その職務を通じて知り得た秘密について、他に漏らしはならない。構成員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課に置く。

2 部会の庶務は、運営を委託した社会福祉法人に行わせることができる。

(補則)

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。